

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として

自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

5. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

6. オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆医療DX推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。（オンライン請求を行っており、電子処方箋・電子カルテ共有サービスの導入も検討しております）

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療医療の安全対策

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。

緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関	協和中央病院	☎ 0296-57-6131
連携先医療機関	筑波大学附属病院	☎ 029-853-7668
連携先医療機関	自治医科大学附属病院	☎ 0285-44-2111

◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆歯科治療時医療管理料

患者様の歯科治療にあたり、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における患者様の全身状態を管理できる体制を整備しており、緊急時に円滑な対応ができるよう保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関	協和中央病院	☎ 0296-57-6131
連携先医療機関	筑波大学附属病院	☎ 029-853-7668
連携先医療機関	自治医科大学附属病院	☎ 0285-44-2111

◆小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

歯科疾患の重症化予防に質する継続管理（口腔機能等の管理を含むもの）、高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に係る研修をすべて修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域医療関連の会議等に参加しております。

連携先医療機関	協和中央病院	☎ 0296-57-6131
連携先医療機関	筑波大学附属病院	☎ 029-853-7668
連携先医療機関	自治医科大学附属病院	☎ 0285-44-2111

◆歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

◆有床義歯咀嚼機能検査、咀嚼能力検査及び咬合圧検査

義歯（入れ歯）装着時の下顎運動、咀嚼能力または咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置または歯科用咬合力計を備えています。

◆手術用顕微鏡加算

複雑な根管治療及び根管内の異物除去を行う際には、手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

◆口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

◆歯科技工士連携加算1、2

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

◆光学印象

歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が在籍し、光学印象に必要な機器を有しております。

◆CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆歯根端切除手術の注3

手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

◆レーザー機器加算

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

◆当院では、介護保険を適用しております。

◆居宅療養管理指導における重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（以下、参照下さい）

居宅療養管理指導契約書

利用者 _____（以下「甲」という。）と事業者 いわさき歯科クリニック
（以下「乙」という。）とは、居宅療養管理指導サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条 （目的）

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより甲の療養生活の質の向上を図ります。
- 2 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条 （契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、ご契約日より介護保険証の認定有効期限満了日までとします。
但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第3条 （運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条 （担当の居宅療養管理指導従業者）

- 1 乙は、甲のため、担当の居宅療養管理指導従業者（以下「丙」という。）を定め、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも丙の変更を申し出ることができます。
- 4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する居宅療養管理指導サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように丙を変更します。

第5条 （主治医との関係）

- 1 乙は、甲の主治医の指示（処方せんによる指示）に基づき居宅療養管理指導サービスの提供を開始します。
- 2 丙は、居宅療養管理指導サービスの提供に関して、甲の主治医と密接な連携を取ります。

第6条 （居宅療養管理指導サービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、丙を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の居宅療養管理指導サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
- 3 乙は、甲の居宅療養管理指導サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第7条 （居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条 （協力義務）

甲は、乙が甲のため居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第9条 （苦情対応）

- 1 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅療養管理指導サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをすることはできません。

第10条 （費用）

- 1 乙が提供する居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

- 3 乙は、提供する居宅療養管理指導サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前二項に定める費用のほか、居宅療養管理指導サービスの提供に要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、甲が正当な理由もなく居宅療養管理指導サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、キャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 乙は、居宅療養管理指導サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第 11 条 （利用者負担額の滞納）

- 1 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として居宅療養管理指導サービスの提供を拒むことはありません。

第 12 条 （秘密保持）

- 1 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

第 13 条 （甲の解除権）

甲は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第 14 条 （乙の解除権）

- 1 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第 15 条 （契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第 2 条 1 項及び 2 項により、契約期間満了日の 7 日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第 13 条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第 11 条又は第 14 条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 七 甲が死亡したとき。

第 16 条 （損害賠償）

- 1 乙は、居宅療養管理指導サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、内規に従い必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は内規に従い、速やかに損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額または支払わないことができます。

第 17 条 （利用者代理人）

- 1 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 18 条 （合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条 (協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

平成 年 月 日

甲 利用者 住所
氏名 印

代理人（選任した場合）
住所
氏名
印

利用者との関係

乙 茨城県筑西市女方944-5
いわさき歯科クリニック
(事業所番号) 631222
代表者 岩崎 宏行 印

重要事項説明者 印

料 金 の ご 案 内

ご検討される際の参考にして頂ければと思い、目安となる料金表を添付させて頂きました。

歯科訪問診療料

※医療保険 《自己負担の割合により、金額が異なります。表は1割の場合》

歯 科 訪 問 診 療 料		
同一建物内 1人のみ 診療の場合 (1回あたり) 1 1 0 0 円	同一建物内で 2～3人 診療の場合 (1回あたり) 4 1 0 円	同一建物内で 4～9人 診療の場合 (1回あたり) 3 1 0 円
同一建物内 10～19人 診療の場合 (1回あたり) 1 6 0 円	同一建物内で 20人以上 診療の場合 (1回あたり) 9 5 円	

■ 虫歯の治療・入れ歯の作成・修理・調整は医療保険を適用し、上記料金には含まれていません。

※介護保険 《居宅療養管理指導料》

《自己負担の割合により、金額が異なります。表は1割の場合》

自 己 負 担 金		
受診回数	同一建物内 1人のみ 診療の場合	同一建物内で 10人以上 診療の場合
月1回	8 7 9 円	7 3 6 円
月2回	1, 7 5 8 円	1, 4 7 2 円
月3回	2, 6 3 7 円	2, 2 0 8 円
月4回	3, 5 1 6 円	2, 9 4 4 円
自己負担金の詳細		
歯科医師が行う 居宅療養管理指導	月に2回を限度として (1回あたりの金額)	
	同一建物内 1人のみ 診療の場合	5 1 7 円
	同一建物内 2～9人 診療の場合	4 8 7 円
	同一建物内 10人以上 診療の場合	4 4 1 円
歯科衛生士が行う 居宅療養管理指導	月4回を限度として (1回あたりの金額)	
	同一建物内 1人のみ 診療の場合	3 6 2 円
	同一建物内 2～9人 診療の場合	3 2 6 円
	同一建物内 10人以上 診療の場合	2 9 5 円

- 実施内容に合わせて、上記を組み合わせでのご請求となります。月末に締め、翌月の１０日過ぎに請求書と、前月分の領収書を送付致します。